

新報

大坂瓦斯會社

吾等の豫想に違はず「會社は出来るだけの謹歩したが職工が聞かなかつた」と宣傳して居るだが如何に柔順しい吾々だつてあんな嘘ばかりの言分には承知出来ぬ、例へば「日給一圓五拾錢に手當六十五錢」と云ふが、誰がそんな日給を貰つてゐるか、職工の實状を知らぬにも程がある、職工の大多數は日給一圓〇五錢に手當六十五錢總收入一圓七拾錢」しか貰つて居ないのだ、然かも五年十年の勤積者がそれだ、これを二割上げて二圓〇四錢にしかならぬ、之れでも神戸京都の瓦斯會社の初任給二圓二拾錢に比較するとまだ安い。

然かも今迄吾々は十二時間宛働いて居た、之れを電燈の八時間に比し四時間、一般工業の十時間に比較すると二時間宛餘分に働いてゐる。會社に云はせると、この時間短縮の結果四十三錢宛支出が増すと、之れは結局其れだけ他の事業に比較して餘分に、酷に吾々従業員を虐使し不當な利を絞り取つて居たことを言明して居る様なものじやないか、唯恥知らず奴!!!

そして吾々の仕事が如何にづらいものであるかは、斯の罷工破りとして入場した臨時職工が日給四五圓宛貰つたにも拘らず其の夜の内に半數も逃げ出したのを見ても判る。

亦會社は解雇手當に關して同じ公共事業たる電燈の方では、………半年未滿三十日分、一年未滿五十日分、一年以上一ヶ月を増す毎に三日分、………と云ふ立派な規定があるに對し、當社は嘗つて解雇者を出したことなくと云つて其の制度のないのを辯明し、今又その制定を拒むのである。吾々は斯る隱微なる、斯る陋劣なるやり方に對し抗議し茲に公然の解雇手當の制定を要求するに至つたのである。

電車の運轉手が居睡りをして居て電車を衝突せしめたと言ふ事を聞いて其の無責任に驚くが然し若し其の運轉手が十二時間、十五時間の引續いての過勞の結果であつたと言ふ事が判つたら怎うだらう、吾々は其の運轉手を憎む代りに斯の如き長時間の勞働、過勞を運轉手に強ゆる處の會社の無暴と虐使を噴らすには居られない、

公共事業又は多數人の安寧に關係ある事業に従事する者に對しては、公共事業だからと言つて我慢さす事ではなしに、一般事業より、より善き勞働條件の下に平常から働かすことが會社として亦一般人士としても考へ且つ爲さねばならぬ事ではなからうか、敢て市民諸君の理解と御後援を望む、

大正十三年五月廿三日

大阪瓦斯會社爭議團